

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 4 年 8 月 16 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（MMS による画像データ及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業期間 令和 4 年 8 月 8 日から令和 4 年 12 月 28 日まで
- 3 作業地域 佐賀市全域、武雄市全域、小城市全域、嬉野市全域、神埼市全域、杵島郡大町町全域及び江北町全域並びに西松浦郡有田町全域